

調達管理番号・案件名

24a00781\_チュニジア国橋梁維持管理計画策定改善プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年2月21日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	12	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6) データベースの構築	「DGPCでは、橋梁データベースのみならず、道路データベースや交通量自動計測データ、軸重自動計測データも取り込んだ包括的なデータベースシステムの構築を目指している。」と記載がありますが、既にデータベースシステムの構築は実施されていますか。また、橋梁・道路総局(DGPC)内の道路運営・維持管理局(DEER)と地方局(DR)との間でのネットワークは構築されておらず、連絡やデータ共有はeメール、SNSを介して行われていますか。	詳細計画策定調査の時点(2023年9月)では、当該データベース構築業務の発注前だったため、システム構築には未着手でした。現時点の状況は把握できておりません。また、橋梁・道路総局(DGPC)内の道路運営・維持管理局(DEER)と地方局(DR)との間でのネットワークは構築されておらず、連絡やデータ共有はeメール、SNSを介して行われています。
2	12	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6) データベースの構築	現在DGPCで運用・使用されている橋梁維持管理に係るシステムの操作マニュアルや入力フォーム等ご提供いただくことは可能でしょうか。	DGPCで現在運用中の橋梁維持管理システムは存在しませんので、システムの操作マニュアル等もありません。
3	17	(2)本邦研修・招へい	研修回数3回、参加者人数7,8名、研修期間各10日とのこと指定があります。3回の短期間に分けられた意図をご教授ください。 より多くの研修生に参加をさせ広く技術の移転を行うという意図でしょうか。それとも同じ内容の研修を異なる職員に対して3回行うという意図でしょうか。	日本の橋梁維持管理に関する基準・経験・教訓を学び、チュニジアでの橋梁維持管理計画や体制構築、教育・研修活動に活かすことを目的として、本邦研修を実施します。 研修を3回に分けている理由は、各回で各成果に関わる活動に合致した講義及び視察を提供することにより、各研修生にとってより効果的な研修になると考えるためです。 ただ、必ずしもJICA側の意図を考慮していただく必要はなく、特記仕様書案に記載の条件の範囲内で適切な研修計画のご提案をお願いします。  (例:各本邦研修の対象者) 第1回 成果1、3(橋梁点検/診断、補修/維持)に関わる技術者 第2回 成果2(橋梁マネジメントシステム)に関わる技術者 第3回 成果4(橋梁維持管理計画や維持管理体制構築)に関わる行政官や技術者

4	22	第6条 再委託	BMSの構築は定額計上で再委託可となっております。数量について2箇所とのご指定ですが、システムとしてのBMSは1式で2箇所のパイロットサイトに適用するということでしょうか。	ご理解の通りです。(2パイロット地域局においてBMSの試行を実施し、その結果も踏まえ同システムを最終化することを想定しています。)
5	35	第3章2. (3)1)配布資料	企画競争説明書内に記されている当該配布資料「本プロジェクトの基本計画策定調査報告書」では、添付資料として8つの資料があります。8つ目のDraft Record of Discussions【Draft RD】(英文、仏文)は「本プロジェクトのR/D」として配布されていると認識しておりますが、1から7までの添付資料は、配布されたzipファイルの中にございませんでした。こちらは配布いただくことは可能でしょうか。	ご質問いただいた本プロジェクトの基本計画策定調査報告書に添付しているDraft of Record of Discussions【Draft RD】(英文、仏文)に係る配布資料(添付資料1~7)については、以下の要領で別途配布します。  資料は、社会基盤部運輸交通グループにて配付します。配付を希望される方は、imgtr@jica.go.jp宛に、2月26日(水)までに以下のとおりメールをお送りください。 ・タイトル:「配付依頼:技術協力作成資料(チュニジア)」 ・本文:以下の同意文を含めてください。 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
6	38	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について 2 再委託費	「第2章 特記仕様書第3条実施方針及び留意事項(7)橋梁マネジメントシステム(BMS)の開発及びマニュアルの作成」、再委託費(簡易データベース作成)と記載がありますが、JV内の専門家で簡易データベース作成する際、再委託費分を国内MMとして振り替えることは可能でしょうか。	再委託費分を国内MMとして振り替えることは可能です。再委託費の定額の金額範囲内で提案いただき、併せてプロポーザルの「業務実施の基本方針、業務実施の方法」の一部として振り替える内容を提案願います。また、定額の範囲を超える場合には、別見積もり・別提案を提出願います。

以上